

一般社団法人 畑地農業振興会 常勤役員報酬規程

平成20年 5月15日改正

平成28年 6月23日改正

令和 2年 8月 6日改正

令和 8年 5月27日改正

(運用の範囲)

第1条 社団法人畑地農業振興会定款第25条に基づき報酬を支払う常勤役員の報酬はこの規定の定めるところによる。

(報酬の支給日)

第2条 毎月25日に支給し、その日が休日又は土曜日に当たるときは、繰り上げて支給する。

(報酬)

第3条 常勤役員の月額報酬は年間支給額を12月で除した金額とし、年間支給額は10,000,000円とする。

2 月の途中で就任、退任したときは日曜日、際日を差し引いた日数を基礎に日割りによって計算する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担するときに支給する。

2 通勤手当の月額額は1箇月の通勤に要する運賃の額に相当するものとする。

3 通勤費用の始期は毎月1日とし、報酬支給日に支給する。但し、月途中に就任したときは、翌月から支給する。

(報酬の支払い)

第5条 報酬は租税公課、社会保険の個人負担及びこれらに準ずるものを控除し、現金で直接本人に対して支払う。本人の申し出により銀行口座振り込みを行うことができるものとする。

附則

1. この規程の変更は令和 8年 5月27日から施行する。